

資 金 の 概 要

賃 金 引 上 げ ・ 価 格 転 嫁 支 援 資 金

賃 金 引 上 げ ・ 価 格 転 嫁 支 援 資 金															
目 的	原油価格や物価の高騰に加え、最低賃金引上げによるコストの上昇を背景に、中小企業者が賃上げ・価格転嫁等に円滑に取り組めるよう、資金を融通し経営の安定を図る。														
融資対象	次の各号に掲げる要件を満たす中小企業者 1 雇い入れ後6月を経過した労働者の最も低い時間当たりの賃金を3%以上引き上げること。 なお、国の補助金の交付を受け、賃金の引上げに取り組む場合は、雇い入れ後6月を経過した労働者の3%以上の賃金の引上げとみなす。 2 賃金の引上げの原資を確保するため、製品・サービスの価格転嫁に取り組むこと。														
融資条件	<table><tr><td>資 金 使 途</td><td>運転資金・設備資金</td></tr><tr><td>融資限度額</td><td>8,000万円</td></tr><tr><td>融 資 期 間</td><td>10年（うち据置2年）以内</td></tr><tr><td>融 資 利 率</td><td>5年以内 年2.0%（責任共有制度対象外：年1.8%） 5年超 年2.1%（責任共有制度対象外：年1.9%）</td></tr><tr><td>保 証 料 率</td><td>すべて保証付き 年0.34～1.76%</td></tr><tr><td>保 証 人</td><td>山口県信用保証協会の定めるところによる</td></tr><tr><td>担 保</td><td>必要に応じて徴求</td></tr></table>	資 金 使 途	運転資金・設備資金	融資限度額	8,000万円	融 資 期 間	10年（うち据置2年）以内	融 資 利 率	5年以内 年2.0%（責任共有制度対象外：年1.8%） 5年超 年2.1%（責任共有制度対象外：年1.9%）	保 証 料 率	すべて保証付き 年0.34～1.76%	保 証 人	山口県信用保証協会の定めるところによる	担 保	必要に応じて徴求
資 金 使 途	運転資金・設備資金														
融資限度額	8,000万円														
融 資 期 間	10年（うち据置2年）以内														
融 資 利 率	5年以内 年2.0%（責任共有制度対象外：年1.8%） 5年超 年2.1%（責任共有制度対象外：年1.9%）														
保 証 料 率	すべて保証付き 年0.34～1.76%														
保 証 人	山口県信用保証協会の定めるところによる														
担 保	必要に応じて徴求														